

琵琶桂流の流派形成期について

——源基綱の琵琶——

森 下 要 治

はじめに

ここで取り上げる源基綱は、「三船の才」を謳われた父・経信の跡を承けて「経信流」の琵琶を継ぎ、後に琵琶桂流第二代とされた。

「経信流」「桂流」なる呼称は無論後代のもので、経信の琵琶が然るべき継承者によって受け継がれ、所謂「院禅方」との違いが意識されたとき、「経信流」「桂流」は初めて流派として認知されたはずである。やや形式的に言えば、琵琶桂流が成立するための不可欠のモメントとして、経信から基綱への継承が重要になってくる。

本稿では、この継承がなつたであろう時期に注目して琵琶桂流流派形成期と名付け、そこに見え隠れするいくつかの問題に立ち入つてみようと考えてみる。

琵琶桂流流派形成期は、和歌のジャンルでの六条藤家による伝授とほぼ同時期であり、これを探ることは院政期における広い意味で

の文芸の有様の一端に迫ることに繋がつてこようと思う。源経信の息、俊頼の兄というだけでなく、基綱の生涯が語るものの意味は思ひの外に大きいと考える。

一

源基綱の生没年について、まず確認しておこう。この点、最も目に触れやすい資料は尊卑分脉と公卿補任であろうかと思う。基綱の没年に関する両者の記述を取り立てると、次のようである。

尊卑分脉

永久四年（一一一六）没、68歳

公卿補任（永久五年条）

一二月三〇日没（年齢注記無）

今、これに更に二つの資料を付け加える。はじめは中右記。承徳二年（一〇九八）一月二八日条に藏人頭二人が補せられた記事が見えるが、その割書に「右大弁基綱、五十、左中将顯通、十八」とある。中右記主と基綱とは共に弁官を勤めあげた関係にあるし、こ⁽¹⁾

こで基綱と並んで記された顯通の年齢の「十八」という具体性から考えて、「五十」とある基綱の年齢には信を置いてよからう。また藤原忠実の日記・殿暦の永久五年（一一一七）二月二日条には次のようにある。

今日依物忌不出行、左大弁府解_案持米、（中略）帥死去府解又佐
異府解云々、

後にも述べるが、永久四年（一一一六）一月三日、権中納言の基綱は大宰権帥を兼ね、同年一月七日に赴任しているから、この「帥死去府解」は基綱の死没を正式に伝えてきたものと見て誤らない。

以上の資料によって考えれば、大宰府からの解文が忠実の許に届いた永久五年には、基綱六十九歳となる。逆算してその生年は、永承四年（一〇四九）。公卿補任永久五年条の二月三日没という記事が気になるが、あるいは前年の二月三日に没した旨を書き付けたのかもしれない。今は一応、永久四年末から同五年初にかけて、六十八歳か六十九歳で没したものと見ておく。

以下、本稿における基綱の年齢は、すべて永承四年（一〇四九）生として記述する。

二

基綱最晩年の逸話を、基綱の孫弟子にあたる中原有安の談話を集

成した胡琴教録から引用しよう。前述した大宰府赴任にあたり、白河院前に赴任を奏する際のものである。

白河院おほせにいはいはく、「としたけとをありき心ほそくおほしめす。琵琶秘曲たれの人につたへをくぞや」。（基綱）申云「時俊・信平等かたのごとく琵琶をひくといへども、その竹法とも下品也。仍不能優賞之。生年十三歳ノ外孫女にそこをはらひてさづけあたふ所なり。いまよりのち、きこしめすべき事あらば、彼孫女を可召也」云々。（上15⁽²⁾）

殿暦等を見ると、基綱が院前に筑紫赴任を奏したのは永久四年九月二六日のことであるから、この胡琴教録の逸話も同じ日の出来事であるかもしれない。

白河院から琵琶の継承者を問われた基綱は、まず「時俊・信平」の名前を挙げています。「時俊」は基綱の長男、「信平」はその時俊の子（のち「実長」と改名）であることが確認できる。二人はここで「かたのごとく琵琶をひく」と言われているが、彼等が公的な場で琵琶を演奏した記録は管見に入らない。また、この胡琴教録の記事のほか、時代は下るが文机談などでも、時俊等の琵琶の技量に対する評価は一樣に低い。それでも二人の名を一番に挙げなければならなかった基綱の意識のうちに、子息等の中から後継者を探さねばならない何らかの必然が存在していたことを認めてもよいだろう。すなわち、基綱以後の桂流は、世襲が流派の存続をささえる基盤と認

すなわち、父・経信の代作であった。

基綱の和歌・管絃の活動の跡を一覧にして示しているが(表1)、この時を境に和歌の活動が目立たなくなっているのがわかる。記録に残らない活動もあっただろうが、基綱が父・経信や弟・俊頼ほどに歌壇で活躍したとは思われない。基綱が再び歌会の場を姿を見せるのは四十一歳になってからだが、この時は作者ではなく左方講師としてであった⁽⁵⁾。その後も歌壇活動と呼べるほどのものは稀であった。基綱が最晩年に参加した永久四年八月雲居寺結縁経後宴歌合には、基綱詠に対する唯一の判詞が残っている。その内、一首を取り立てよう。

七番(月)左勝

帥殿(基綱)

年をへていつもながむる秋なれどいさまだかかるつきをこそ見
ね

右

散位頭仲朝臣

雲のゐる麓に今宵来てみれば名には月こそ隠れざりけれ

左の「いさまだかかる」などよめる、すぐれてはあらねど、よみしりたり。右の「雲のゐる麓に」といへるは、山の名にはあらで、寺の名とこそ聞き侍れ。なほ山とよみて麓とはいひ侍らばや。「名には月こそ隠れざりけれ」とよめるは、躬恒が「田蓑の島をわけゆけば」といふ歌におなじやうにも侍る

表1、源基綱の和歌・管絃の活動一覧

年次	年齢	和歌		管絃		備考
		内撰	他	内撰	他	
治暦3	一九		○			・判者も勤める。 ・承保3 ⁽¹⁾ とも井上宗雄。 ・経信による代作。
承保2	二七		○			
承暦3	三五					・琵琶経信、基綱は付歌。 ・琵琶基綱、経信は拍子。
永保3	三五					
寛治元	三九					・藤原師通没(三八)
嘉保2	四七					
康和元	五〇					・藤原師実没(六〇)
長治元	五四					
藍承2	五七					・堀河院没(二九)
天永3	六一					
永久2	六四					3月18日白河院六十御賀。
永久3	六五					
4	六七					11月7日大宰権師基綱、筑紫赴任。同年末、任地にて没
4	六八					

※「内」は内裏、「撰」は撰閑家、「院」は仙洞、「他」はその他の権門等の主催を示す。
・○印は、和歌の場合出詠を、管絃の場合原則として琵琶の所作を示す。

かな。歌合の歌にはかかる事はよまねば、左の勝にやとこそ見え侍めれ。

判詞は、源俊頼との関係において興味深い藤原基俊によるものである。傍線部「すぐれてはあらねど、よみしりたり」とは、基綱詠に対する一応の評価と見てよいと思うが、それよりも判詞の主眼は専ら右歌を難する体であり、基綱は勝ちを拾ったものようである。こうした幾つかの資料から判断するに、基綱は、和歌で経信の跡を継ぐには才能に恵まれなかったのではないか。少ない資料による判断には危険が伴うが、現状ではそれ以上の検討はかなわない。

もう一度基綱の活動一覽表に戻ると、更にもう一つの事実に気付かされる。承暦二年（一〇七八）三十歳の内裏歌合以後、基綱の文化的活動の中心が和歌から管絃へと移行してきていることである。弟の俊頼が、若年においては箏築奏者としての活動が主であったことを勘案すれば、基綱も当然年少から管絃に親しみ、琵琶稽古を続けていたと考えるべきである。ただし、重視すべきはその琵琶奏者としての活動が三十歳から三十五歳にかけて表立ってきたことであり、それが和歌活動の鈍った時期と重なっていることである。やや結論的に言ってしまうは、和歌活動と管絃活動との交替が見られる背後に、父・経信の意志が働いていたと考えられる節がある。次節以降でそれを検証しようと思うが、基綱自身にまともった著作が残されていないので、検討の対象は外部に求めることとなる。

四

ここで一旦基綱の事蹟から離れて、院政初期に宇多源氏が置かれていた時代の状況を簡単にさらっておきたい。

次に挙げる表2は宇多源氏・重信流の極官・公卿叙任年齢及び没年齢を基綱まで一覽したものである。この一覽によって、重信流の家勢がおよそ掴めると思う。

表2

人物	極官	公卿叙任	没年齢
一世 敦実	(一品親王)	—	七四
二世 重信	正二位左大臣	四〇	七四
道方	正二位權中納言	四五	七七
経信	正二位大納言	五二	八二
基綱	従二位權中納言	五〇	六八

重信が左大臣まで昇ったばかりははいずれも納言に止まっており、しかも経信まで公卿叙任の年齢が徐々に上がって昇進の速度が鈍っている。賜姓源氏にありがちなこととは言え、当の木人たちにとって

は切実な問題であったはずである。それを間接的に示す言葉が、経信の日記・帥記に残っている。

早且越中守公盛朝臣伝送殿御消息、其殿旨云、長奉送使仁和以後無遣源氏例云々、若可有憚事歟、又彼年以前未能尋得者、令申云、長奉送使可被忌避源氏之由所未知給也、若自不被宛歟、

事情、源氏本出皇裔、何憚可候乎、信大臣初賜此姓、仍其前此例定難歟者、⁽⁷⁾

基綱三十二歳の頃の記事である。伊勢の齋宮に随行する長奉送使の人選について、「殿」すなわち藤原師実がこれに源氏の者を充てることの是非を経信に尋ねたやりとりである。経信の返答の中、傍線部「源氏本出皇裔、何憚可候乎」の言葉が目を引き、橋本義彦氏もしばしば引用される文言だが、⁽⁸⁾経信の代に至っても賜姓源氏の誇りが生きていたことを示す好例であろう。その誇りが強ければ強いほど、重信流の置かれた状況に経信は敏感になったはずである。

管絃の話題に転ずると、やはり基綱の三十歳代前半期の帥記に、重要な事柄が打ち続いている。

先その名を挙げた藤原師実は、この時期に先立って源資通から琵琶を伝受しているが、基綱三十二歳の承暦四年（一〇八〇）五月二七日、経信が師実の息・師通に琵琶を教授する記事が帥記に見える。⁽⁹⁾帥記は欠脱が甚だしく、正確な時期を特定しがたいが、一応これが経信から師通への琵琶教授の記録上の初見である。これ以後、

帥記のみならず後二条帥通記にもその記事が類出し、管見では十年後の寛治四年（一〇九〇）五月六日の帥通の日記の記事までこの教授関係は続く。しかもこの間、帥通の任内大臣の御遊⁽¹⁰⁾では、基綱が琵琶を所作している。これが晴の席における基綱の琵琶所作の初見である。

経信は、琵琶伝受を通して摂関家と繋がりを持って行けることを体験的に感じていたのではなからうか。あるいは経信は、自分と同じように子息の基綱も摂関家の琵琶の師匠になれると考えていたのかもしれない。基綱の琵琶弾きとしての最初の場に帥通の任内大臣の御遊が選ばれたのも、以上のような経信の配慮を念頭に置くと理解しやすい。また、内大臣に任じた翌年、永保四年（一〇八四）一月二日帥通の大饗の御遊が催されると、基綱はこども琵琶の所作を任っている。加えて寛治二年（一〇八八）十二月一四日の師実任太政大臣の御遊においては、経信自身は拍子を取って、基綱に琵琶所作を任せられた形であった。

基綱がこれ以後琵琶を表芸とするに至った理由のひとつに、こうした経信の意図を挙げておきたい。

五

再び帥記に戻ると、問題の基綱三十歳代前半にあたる承暦・永保年間には、幾つか注目に値する記事を拾うことができる。まずは、

承暦四年（一〇八〇）八月一四日条から。

（前略）召人座居突重、次管絃具等持来、主人（藤原師実）被示拍子可取由於子、予雖固辞、類被示、仍慙取之、家綱吹双調、予歌穴貫、次武徳樂、今管絃尤不便也、末代之事逐日如此者歟、理由ははつきりしないが、慙意にしていた摂関家の管絃の場で、

一度は拍子を取ることさえ辞退し、このように書き付けている。「末代之事」云々は、この頃の文学作品や記録類に有りがちな物言いとも言えるが、自ら加わった管絃について言っているのだから、その定型的な表現に託された思いは想像以上に重いものと見てよいだろう。現今の管絃について「尤不便」と言い、「末代之事」と言って嘆く経信の姿を、我々は素直に受け取ってよい。

その一方でこの時期経信は、後に「西流」と呼ばれた琵琶の一派の人々と交流を持っている。永保元年（一〇八一）五月三日条。

午刻許新中納言被来云、可来叟松者、仍同車赴向、又左衛門督被来、へ被具歌女一人、次春宮権亮へ公定、来逢、又尾張守、馬助、へ備前介子、琵琶冠者、兩人名不知、左衛門督被遣取食物等、入夜归来、

傍線部「琵琶冠者」は、後に藤原忠実・頼長親子に近づき、妙音院藤原師長に西流琵琶を伝授する藤原孝博で、この時まだ十歳。しかし「琵琶冠者」の名は、実名以上に経信の興味を引いたことと思われる。続いて、同年一〇月九日条。

参殿見参、了向刑部卿烏丸宅、解脱冠直衣、更着布衣、刑部卿相共向六条大裏、先是但马来待之故也、仍共赴状、入夜院禪供奉来向、又者、博定等相会有管絃事、又自近江守許送歌女二人、又亭主相具師散樂等各尽其芸、今夜不婦、

欠脱があるので、正確な意味が把握できないが傍線を施した「院禪」「博定」は、ともに第二節で引用した伏見宮本琵琶血脈にその名が見える西流の琵琶弾きともである。その彼らと経信が「管絃」や「散樂」に興じた記事である。様子からして、経信と琵琶西流の人々との交わりはこれ以前にもあったと考えられる。ただ、注意しておきたいのは、それがこの時期になって日記のなかに現れてくることであって、これは経信の西流への意識によるものと思われるのである。

他方、胡琴教録は、次のような経信の言葉を伝える。

院禪（の琵琶の撥音）はうつやうにきこえければ、経信卿は「供奉（院禪）に琵琶うたせん」とぞおほせられる。（上6）

言うまでもなく琵琶は「弾く」ものである。それを院禪に「うたせん」という経信の言葉のうちに、院禪に対する軽いあざけりを認めてもよいであろう。

帥記に見た西流の人々との楽しげな交流と、胡琴教録にある院禪へのあざけりとは、一見矛盾するように見える。また、胡琴教録が

後に編述されたものであるから、その資料性を疑う向きもあるかもしれない。しかし私は、この両者は矛盾せず、胡琴教録の伝えも無下に否定はできないと思う。胡琴教録の資料性から言えば、たしかに西流に厳しく桂流偏向の様相があるが、逆に流派に縛られない見方も多く、また記録類によってその裏付けを取ることのできる記事もある。仮にこの談話が誤伝であったとしても、談話の底に流れる「桂流対西流」という意識までは否定できないだろう。

西流との交流のなかで、経信は悔りがたい彼らの実力を見たに違いない。それが西流への対抗意識を生み、胡琴教録の伝えのような形を取って顕在化したと見ておく。殊に堂上の管絃の衰微を嘆く経信にとつてはなおさらのことではなかったか。

このように、西流との交流は経信にはおおいに刺激になったことであろう。

述べ来たことをまとめておけば、撰閲家との繋がりを保つ手段としての意味と、管絃の道そのものに対する経信の危機感とが、経信から基綱への世襲による琵琶伝授を支えた要因の一端と考えられるのである。

六

無論、この世襲による伝授の前提として、基綱が伝授に堪え得る力量を備えていたことは疑いない。

文机談は「その（経信の）長嫡にて基綱の中納言たへ給。ことのほかに名替をよび給はず」（巻二）と伝えているが、これだけで彼の技倆を決め付けるのは早計である。例えば文机談はほかに次のように記している。

（経信）人におほせられけるは、「経信四絃の奥義をさぐりみるに、琵琶には信手という一名あり。則これをあんずるに、手にまかすという説あり。これかならず師説のすみなわをたゞすべきにあらず、ともかくもたゞ世の興じ人の用いんにはしくべからず」とて、つねならぬ意巧の曲節をのみほどし給。（中略）
当道（琵琶の道）の両流（桂・西）にわかれける事もこれよりなるべし。（巻二）

二箇所傍線部について岩佐美代子氏は、「手にまかす」云々の言葉は白楽天の琵琶行によるもの、「すみなわ」については「規範・手本」の意味で理解されている。いわば経信は、師説を改めるというわけではないが、人々に好まれることが大切であるとして、世人の好みに合わせて自在に琵琶を弾いたというのである。この言葉の内には、ある種の即興性を必要とする経信流の琵琶の特徴が示されているように思う。そのことよつて「当道の両流にわかれける」というのだから、余程際立つ演奏ぶりであったと見える。そうした経信の琵琶の習得には相当の困難が伴ったはずである。また胡琴教録は、次のようにも伝える。

帥大納言（経信）はでしのために頗はらくろしといへり。よて其ながれつたへならふ人おほからざるものをや。あながちに秘するはかくのごときとがあり。（上一）

曼殊院藏佚名楽書も、経信について「為弟子ノ第一腹黒」と記している。⁽¹⁵⁾「はらくろし」と言われるほどに弟子に對する経信の伝授の有様は厳しかったのだろう。難しい演奏法に加えて、経信の厳しい伝授に堪えたのだから、基綱の琵琶の力量は、やはりそれなりに評価すべきものだったはずだ。こうしたもろもろの要因が絡み合せて、経信から基綱への伝授が叶ったものと見ておく。

本稿第四節に掲げた表2に戻ると、公卿叙任の年齢が経信と基綱の間で一旦若返っている。これも、間接的には経信流の琵琶の世襲が影響しているのかもしれない。

七

基綱にとって幸運であったのは、応徳三年（一〇八六）白河天皇の讓位をうけて踐祚した堀河天皇の存在であった。この応徳三年には、基綱三十八歳。殿上の管絃者として歩み始めて間もない頃である。この堀河天皇の在位期間に多くの管絃者を輩出したことについて、文机談は次のように伝える。

堀河院の御時、みちのすたれなんことをおほしめしなげきて諸道のみが、れけり。（中略）京極大殿・後二条殿・桂大納言・又

知足院殿など、やうくあきらかなる鏡にてわたらせおほします。樂所には大神の是季・元政、豊原の時元、狛光季などいふ物どももさぶらひけり。又僧には院禪・長慶・覚蓮などいふほうしすきものまでも、あふにあへる御世なりけり。（卷二）

ここには基綱の名は挙がっていないが、「あふにあへる」という評語は、彼についてもそのまま当てはまったことと思う。この堀河天皇が、経信に琵琶を学んだ藤原師通と政治的に連携していたことも、基綱にとっては幸いしたはずである。但し、この堀河天皇時代の彼の活動を具体的に記し留めた資料は多くはない。

ここで三たび基綱の活動一覧表に戻る。注目したいのは師実没後の基綱の活動の場が院仙洞にも広がってゆくことである。しかも堀河天皇のあとを受けた鳥羽天皇は幼少ということもあって、実質的に内裏におけるほとんどの行事の裏で白河院の影響力が働いていたのだから、内裏での基綱の活動も、逐一白河院の耳目に触れたことであろう。一方、撰閲家での活動が相変わらず続いていることも目を引く。やや時代が下るが、師通の息・忠実の日記、殿曆から二つの記事を引用する。はじめは基綱五十四歳の頃のもの。

依明且上表、示親公卿、新大納言経実・左兵衛督能実・右大弁宗忠・左大弁基綱・大藏卿道良・民部卿俊明・治部卿俊実・宰相中将忠教・宰相中将家政等也。⁽¹⁶⁾

続いて、基綱六十六歳の折のもの。

今夜（源麗子の）御葬送、治部卿基綱乗車見物、極不覚也、件
人余家庄司也、不可見物、

記事の内容には深入りしないが、いずれも基綱と撰閑家（忠実）との関係を端的に示しており、興味深い。

橋本義彦氏は白河院と撰閑家の関係につき、「終始対立・反撥の關係」にあつたと述べられているが、対立関係にある両権門と基綱の関係は注目しておいてよい。

八

本稿第二節冒頭に引用した胡琴教録の談話は、次のような言葉で始まっている。

故白河院御時尾張守高階為遠といふものあり。諸大夫たりといへども、威勢よにみち、諸人これをゆるす。よて基綱帥むことり。
（上15）

高階為遠といえは、白河院近臣・高階為家の息で、同じく院近臣として力を持った為章の弟にあたる。「威勢よにみち、諸人これをゆるす」とは白河院の権勢を背景にした高階氏の力を言うのであろう。この婚姻関係は同時代資料による裏付けが叶わない。ただ、基綱が大宰権帥として筑紫に下る時に「外孫女」すなわち為遠と基綱女の間の息女が「生年十三歳」だったのだから、その誕生は康和六年（長治元、一一〇四）となり、この年以前に婚姻関係が成立したものと

見てよい。

また、この翌年には殿曆に次のように見える。

左大弁（基綱）智取、仍以侍タキモノヲヤル、左大弁むこ但馬守仲章、

「仲章」は、先の為遠の兄・為章の息で、従つて為遠の甥になる。為遠と仲章は近親者であるし、婚姻成立の時期も近接しているので、あるいは胡琴教録がこの両者を混同したかとも思うが、胡琴教録の伝えは別に文机談にも載せるものであるし、為遠と仲章の混同であるとするなら「外孫女」の生年が曖昧になつてくる。ここでは、基綱がそれだけ強く高階氏と結びつきを持ったことの証左としてこれらの事実を提示するに止めておく。加えて、これらの動きが基綱の白河院仙洞における管絃活動の開始時期に近接していることを見逃してはならない。

こうした事実から考えて、基綱は撰閑家との関係を保ちつつ、白河院に積極的に近づいていったものと見て、誤らない。

そうして近づいた白河院仙洞において基綱が果たした実務上の役割がどのようなものであったか、それは判然としない。ただ、琵琶の問題に限って言えば、仙洞においても彼の琵琶はそれなりの地位を獲得していたようである。

後三条天皇の孫・源有仁も基綱の流れを汲む琵琶を習得していたといふし、白河院に新作の琵琶二面が奉られた時、その試しを仕つ

たのも基綱であった。⁽²¹⁾また、康和四年(一一〇二)三月一八日白河院五十御賀、天永三年(一一二二)三月一八日同院六十御賀の両度とも御遊で琵琶を所作したのは基綱であった。即興を旨とした経信の琵琶を受け継ぎ、基綱の芸は貴人たちに受け入れられやすかつたのであろう。

仙洞や摂関家との繋がりの中で基綱は生き延び、琵琶桂流も生き延びた。桂流の形成期は、権門にもたれ貴族社会に寄生し、自家を保つ時期であったのかもしれない。同時代における琵琶西流と比較して、貴人相手の琵琶という傾向が桂流には強いが、もしこれを「殿上の琵琶」と呼ぶならば、そこには多分に功利的な側面のあったことを見落とすことはできないだろう。

おわりに

基綱の生を垣間見ることから、いくつかの問題が浮上してきたと思う。院政期における琵琶桂流の在り方も興味深いが、取り立てるべきはそれのみでなからう。兄が和歌から管絃へ、これと前後して弟が管絃から和歌へと活動の中心を移して行く事實は、院政初期の人々の認識の中で、和歌(文学)と管絃(芸能)とがほぼ同等の価値を獲得していたことを示していると思われる。本稿冒頭で「広い意味での文芸」という言葉を使った所以である。中世的な「家」の意識の形成という観点からも、注意しておいてよいだろう。

なお、基綱は、永保元年(一一〇八)から嘉承元年(一一〇六)までの長きにわたって弁官の職にあったことから、漢詩文にも通じていたと推測される。だが、彼の詩壇における活動の実態は必ずしも明らかでない。中右記部類紙背漢詩集には四首の作品があるが、これ以外の活動を資料的に裏付けることができない。川口久雄氏も、基綱を「これまで漢詩漢文の作品が一篇も一首も、断片すらも見出されなかった人々」であって、同漢詩集により「新たに王朝漢詩人として知られる人々」一五六名の一人に数えられている。⁽²²⁾本来ならば、和歌・管絃に詩壇における活動も加えて考察すべきであったが、以上の事情によって叶わなかったことを付記しておく。

[注]

- 1、藤原宗忠が弁官に任じたのは嘉保元年(一一〇九四、同年基綱は権左中弁を辞し、右大弁に転ず)で、以後嘉承元年(一一〇六)基綱・宗忠ともに権中納言に任ずるまで両者弁官にあった。
 - 2、胡琴教録の引用は、以下すべて群書類従による。但し、表記は私に改めた部分がある。
 - 3、抄出は、「伏見宮田藏楽書集成 一」(図書寮叢刊)による。
 - 4、和歌の引用は、新編国歌大観による。以下同じ。
 - 5、寛治三年(一一〇八九)八月二三日庚申太皇太后宮寛子扇歌合。
- なお、これが弟・俊頼の暗の歌合への初出詠である。

6、諸書に説かれることだが、例えば橋本義彦氏『源通親』（人物叢書）は、次のように述べる。

貴種性は世代を重ねるにつれて希薄となるのは当然の理である。実際、嵯峨から光孝までの諸源氏では、公卿に列したのも多くは二代どまりで、その後は宮廷社会から急速に姿を消していった。（三頁）

7、承暦四年（一〇八〇）九月九日条。

8、橋本氏注6書他、『平安貴族社会の研究』『平安貴族』にも所引。

9、帥記・同日条には次のように記されている。

（前略）次退出了間、自大将御許被示云、白地可立倚者、詣向室町、有琵琶事、（以下略）

10、永保三年（一〇八三）一月二十六日のこと（御遊抄）。

11、なお、新夜鶴抄には、この孝博が幼時藤原孝清を通じて基綱と出会う興味深い逸話が記されている。ここでは立ち入らないが、帥記の「琵琶冠者」とあわせて注意される。

12、小論「胡琴教録の基礎的問題」（国文学攷一四〇号）参照。

13、例えば胡琴教録には、藤原孝博の死没直前に、藤原師長が病床の孝博を見舞う記事が見える（上11）。その場で交わされた両者の会話の雰囲気はかなり異なるが、宇槐記抄・仁平四年（一一五四）二月一日条に、やはり師長が余命いくばくもない孝博を訪うことが見える（孝博は同一四日に没）。

14、岩佐美代子氏『校注文机談』による。以下同じ。

15、青木千代子氏『曼殊院所蔵佚名楽書と體源鈔』（国語国文第五二卷九号）の翻刻による。

16、康和四年（一一〇二）九月一日条。

17、永久二年（一一一四）四月二日条。

18、『平安貴族社会の研究』三五頁。

19、長治二年（一一〇五）一〇月三日条。

20、胡琴教録上15、伏見宮本文机談卷二など。

21、中右記・永久二年（一一一四）三月六日条。

22、『平安朝日本漢文学史の研究 下』第二十二章第二節。

—— もりした・ようじ、広島大学文学部助手 ——